

直島町立小・中学校における 教職員の働き方改革プラン

令和7年度～9年度

令和6年12月

直島町教育委員会

はじめに

学校や子どもを取り巻く社会は、これまでの価値観や慣例等では対応できない大きな変化の中にあります。それに伴って子どもたちが抱える課題が複雑・多様化している中で、学校や教職員に求められる役割やニーズは、専門・拡大化の一途をたどっています。

そのような現状においても、教職員は、子どもたち一人一人のよりよい成長をめざして日々努力を続けています。それが結果的に、長時間勤務の常態化につながり、教育の質の維持とともに、教職員の心身の健康を脅かすことにつながっています。

そこで、教職員の働き方改革を推進することによって、より質の高い教育を実現し、未来を担う子どもたちのよりよい育ちの推進をめざして、平成31年2月に「直島町立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和4年6月に改定しました。その計画期間の終わりにあたり成果を検証した結果、成果が認められた一方、さらに改革を継続する必要性が認められました。そこで、今後も継続して改革すべきことを明らかにし、教職員の働き方改革を一層推進するため、令和6年12月、新たなプランを策定いたしました。

保護者や学校関係者だけでなく、住民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、このプランの実現をめざしていきます。

教職員の勤務実態について（アンケート調査及びタイムカードから）

● 1週間あたりの学内総勤務時間について

【小学校・教諭】

直島町立直島小学校（H29.11）	57.73時間
直島町立直島小学校（R3.11）	53.63時間
直島町立直島小学校（R6.11）	53.22時間

【中学校・教諭】

直島町立直島中学校（H29.11）	62.21時間
直島町立直島中学校（R3.11）	57.82時間
直島町立直島中学校（R6.11）	51.11時間

● 学内総勤務時間数が週60時間を超える教職員の割合について

【小学校・教諭】

直島町立直島小学校（H29.11）	33.3%
直島町立直島小学校（R3.11）	0.0%
直島町立直島小学校（R3.11）	0.0%

【中学校・教諭】

直島町立直島中学校（H29.11）	55.6%
直島町立直島中学校（R3.11）	14.3%
直島町立直島中学校（R3.11）	0.0%

目 標

時間外勤務が、原則として、月 4 5 時間、年間 3 6 0 時間を超える教職員をゼロにする。

計画期間

このプランは、2 0 2 5 年度から 2 0 2 8 年度までの 3 年間とし、年度ごとに達成状況を検証し、内容の改善を図る。

直島町教育委員会の具体的な取り組み

本プランの取り組みの方向としては、次の 4 点を柱として、総合的な対策を講じていく。

- 業務の適正化に関する取り組み
- 業務の効率化に関する取り組み
- 学校運営の改善と意識改革に関する取り組み
- 転居を伴う勤務をする教職員の勤務環境の整備に関する取り組み

■業務の適正化に関する取り組み

- (1) 学習指導・生徒指導の充実や、個に応じたきめ細かな特別支援教育を推進・充実していくために、教育支援員の配置を継続する。
- (2) 学校図書館教育充実のために、学校図書館指導員の配置を継続する。
- (3) 教員業務支援員を配置し、教員の業務負担の軽減化を図る。
- (4) 中学校部活動の指導に、地域人材を一層効果的に活用し、休日の部活動は地域人材に任せられるようにする。
- (5) 平成30年度に策定した「直島町部活動ガイドライン」に則った部活動を継続することによって、部活動休養日や活動時間等を明確にして、部活動の質的充実を図り続ける。

■業務の効率化に関する取り組み

- (1) 校務支援システムを更新し、これまで以上に効果的に活用できる環境づくりを推進する。
- (2) 総務事務システムを導入し、服務関係や諸手続き等の総務事務のデジタル化を図り、データのやりとりを円滑化する。
- (3) 教育用 ICT 機器（電子黒板、教育用パソコン、タブレット、プロジェクター等）を活用し、児童生徒の個別最適な学び、協働的な学びが効率的に実現できるように努める。

■学校運営の改善と意識改革に関する取り組み

- (1) 8月9日から15日までの7日間を、学校閉庁日とする。
- (2) ICカードを用いた出退勤時刻記録システムを引き続き活用し、記録結果を本人が毎月確認することによって、教職員自らがタイムマネジメントや働き方についての意識改革を継続する。
- (3) 学校運営協議会制度等を活用して、教職員の働き方改革に対する保護者や地域住民の理解促進を図る。
- (4) 合同研修会や幼小中連絡会等の機会を利用して、働き方改革における意識改革の重要性について講話や情報提供等を繰り返し行い、意識づけとともに実行につながるよう努める。

■転居を伴う勤務をする教職員の勤務環境の整備に関する取り組み

- (1) 本来の生活の本拠地から転居し、家族と離れて勤務している教職員が、心身ともに健康を維持しながら勤務できるよう、可能な限り最大の配慮をして勤務環境を整える。
- (2) 特に長期休業中において、年次休暇や特別休暇が最大限取得できるように諸条件や環境等を整える。
- (3) ノー残業デー、部活動の複数担任制を生かした指導体制づくりを推奨し、保護者や地域に向けて理解や協力依頼の発信に努める。